

下水道法第 13 条に基づく府中市検査の対象物件ガイドライン

(平成 16 年 10 月 1 日制定)

(平成 21 年 10 月 1 日改定)

(令和 6 年 7 月 1 日改定)

府中市下水道条例改正（平成 16 年 10 月 1 日）により排水設備工事の完了検査を廃止し、従来からの下水道法第 13 条による対象物件の検査をしておりましたが、分流区域における誤接続防止対策等を図るため、検査対象等を次のとおり改定します。

1 検査対象

次に掲げるものを現場検査対象とします。

該当のないものについては、書類検査のみとします。

- (1) 分流区域の新設・改築・増設の届出全件
- (2) 特定事業場（特定施設）等の新設・改築・増設の届出全件
- (3) 府中市地域まちづくり条例第 17 条第 1 項第 2 号から 5 号及び第 23 条第 1 項に該当する中高層建築物や大規模開発事業（建築物）の届出全件
- (4) グリーストラップ、オイルトラップ等を設置する届出全件
- (5) ディスポーザ排水処理システムを設置する届出全件
- (6) 除害施設の届出全件
- (7) 地下室・半地下建築物の届出全件
下水が逆流しないような構造のポンプ施設の設置の確認
- (8) その他必要な限度において行う検査
湧水を下水道へ排出する場合等

2 検査の実施

- (1) 排水設備工事竣工後（是正対応できるよう外構工事を行う前が望ましい）、速やかに竣工図を提出して検査を受けてください。
- (2) 検査に当たっては、「府中市排水設備立会検査申込書」を下水道課へ提出してください。府中市地域まちづくり条例第 17 条第 1 項第 1 号から 5 号に該当する場合は、別途、計画課にて実施する完了検査の手続きに従ってください。
- (3) 検査は現地にて、府中市指定下水道工事店のご担当者立会いのうえ実施します。

3 検査項目

- (1) 撤去及び新設公設枳の確認（内部管接続部の確認）
- (2) 外構の排水設備の確認（通水確認、枳の内部仕上げ状況の確認）
- (3) 竣工図と現場の対照
- (4) 必要器具類の設置状況確認（阻集器・除害施設等の確認）
- (5) 地階の排水設備の確認（ポンプ・量水器・臭気対策等の確認）

(6) 分流区域における誤接続の確認（本管人孔蓋の打音の確認）

※雨水浸透施設等の不可視部分は、工事写真で確認します。

※検査前には、管内の清掃、通水確認、図面の差がないよう現場の確認をお願いします。

※雨水浸透枳内の接続配管の突き出しは、2 c m程度としてください。

※抜粋（下水道法第13条）

公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

※抜粋（府中市下水道条例施行規則第3条第3号）

地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。